

平成20年12月16日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇

株券電子化に伴う当取引所における制度整備に係る「業務規程」等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、平成21年1月5日より、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく株券電子化が実施されることに伴い、「業務規程」等の一部改正を行い、平成21年1月5日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

(備 考)

(1) 取引参加者と顧客の間の決済方法について

- ・新たに振替制度の対象となる有価証券（内国株券、内国新株予約権証券及び債券（国債証券を除く。）をいう。以下同じ。）についての取引参加者と顧客との間の売買の決済は、振替法に基づく口座振替により行うこととします。
- ・新たに振替制度の対象となる有価証券に係る引渡有価証券の券種等に関する規定を廃止します。

- ・受託契約準則第26条
- ・受託契約準則第19条、第20条及び第24条
- ・清算・決済規程第7条、第8条及び第11条等

(2) 信託金等の代用有価証券の取扱いについて

- ・取引参加者が当取引所に預託する信託金は現金のみとし、代用有

- ・取引参加者規程第

価証券の取扱いを廃止することとします。 ・発行日取引の売買証拠金の代用有価証券として、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を追加することとし、これらの有価証券を預託する場合には、証券保管振替機構における口座の振替により当該預託を行うこととします。	13条第3項等 ・発行日取引の売買証拠金等に関する規則第4条第1項第1号
(3) 5日目決済の取扱いについて ・内国株券について総株主通知が行われる場合には5日目決済を行うこととします。 ・優先株に係る取得対価の変更及び転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更が行われる際、証券保管振替機構において取得請求の取次ぎ及び行使請求の取次ぎが停止されている場合は、旧条件での取得請求及び行使請求が可能な期間の最終日の3日前に行われる普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。	・業務規程第9条第3項第5号 ・業務規程施行規則第18条
(4) 株式併合等における期間売買停止に係る取扱い ・株式及び受益権の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合に期間売買停止を行うこととします。	・業務規程第28条第1号
(5) 発行日取引の取扱い ・内国株券の公募に係る発行日取引を廃止します。 ・内国株券及び内国新株予約権証券の無償割当に係る発行日取引を廃止します。	・業務規程第9条第6項、有価証券上場規程第10条等
(6) 上場基準の整備について ・新たに振替制度の対象となる有価証券について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなった場合には上場廃止とします。 ・新規上場の際の株券の様式に係る規定及び見本株券の提出に係る規定を廃止します。	・株券上場廃止基準第2条第1項第16号等 ・株券上場審査基準第4条第1項第10号等
(7) 移行に係る措置について ・内国株券について、証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定	・業務規程付則第2項、受託契約準則付則第2項

するための期日の4日前の日における普通取引は、売買成立の日から起算して5日目の日に決済を行うものとし、同取引に係る顧客の受渡時限は売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までとします。

(8) その他

- ・ 所要の用語の整備を行います。
- ・ その他所要の改正を行います。

2. 施 行 日

平成21年1月5日から施行します。

以 上